

(キュー)
「給食食材レスキュー “レス給”」を実施します

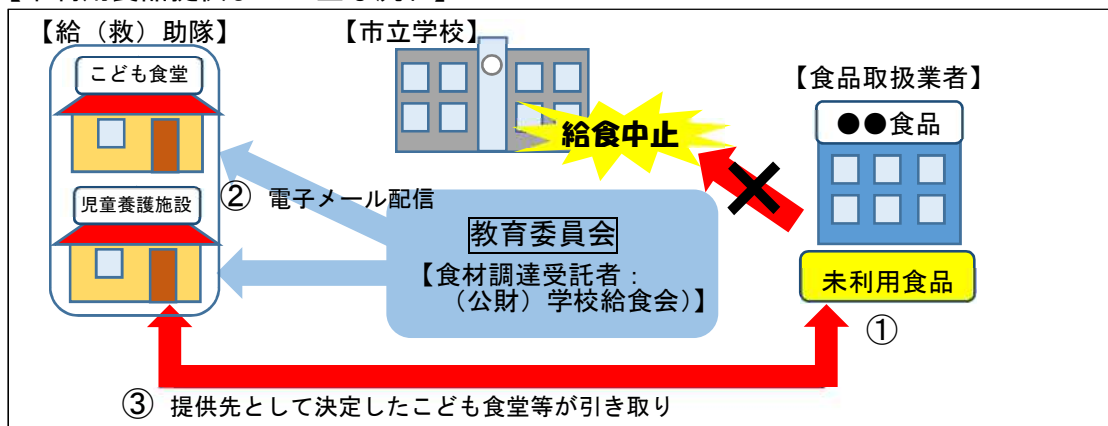
川崎市立学校の臨時休業等に伴い、学校給食を急遽中止したことによって、給食食材として利用することができなくなってしまう食品（未利用食品）が発生することがあります。

こうした健康給食の食材として使われるはずだった行き場を失ってしまった食品を、「レスキュー」して、子ども食堂等（「給（救）助隊」）の食材に活用してもらう「給食食材レスキュー “レス給（キュー）”」を、この度、SDGsの取組の一つとして実施します。

1 取組の概要

川崎市立学校の臨時休業等に伴い、学校給食が急遽中止となり、未利用食品が発生（①）した場合、あらかじめ登録された子どもに食事を提供する活動等を行う団体（子ども食堂等）あてに、電子メールにより情報を配信（②）し、受取を希望する団体が食品を引き取る（③）ものです。

【未利用食品提供までの主な流れ】



2 取組の対象団体

提供対象となる団体は、市内において、地域の子育て支援等を目的として子どもに食事を提供する活動などを行う団体としてあらかじめ登録された次の団体*とします。

- (1) 子ども食堂
- (2) フードバンク
- (3) 児童養護施設等を運営する団体
- (4) 子どものいる家庭のうち食品の提供を希望する家庭に食品を提供する団体

*「川崎市立学校の学校給食における未利用食品の提供に関する要綱」に定める要件を満たす必要があります。

3 留意事項

- (1) 本取組は、市立学校の臨時休業等により学校給食が急遽中止となり、未利用食品が発生した場合に限り行うものです（給食食材を、常時又は定期的に提供するものではありません。）
- (2) 未利用食品は、比較的、消費期限が短く、長時間保管しておくことができない生鮮食品が多くなっています。提供に当たって品質を保証することが困難な食品、その他の理由で提供が困難と判断される食品は提供しない場合があります。

【問合せ先】

川崎市教育委員会事務局
健康給食推進室 日笠、大島
電話：044-200-2466
044-200-3296